

動物実験に関する緊急声明

2015年5月25日
日本神経科学学会

ドイツのチュービンゲンにあるマックスプランク協会生物学的サイバネティクス研究所が、2014年9月以来、動物の権利を求める過激な活動家より、研究者本人およびその家族への脅迫を含めた執拗な攻撃を受け、霊長類の動物実験を用いた研究を中止する決定に追い込まれました。

動物実験の必要性や施行方法を常に見直し、動物の福祉を守るために冷静な議論をすることは必要ですが、一部の活動家による、研究者およびその家族への脅迫などにより自分達の主張を実現させようとするこうした行為は、決して許されるべきではないと私たちは考えます。

私たちは、多くの人を苦しめている精神神経疾患の治療法と予防法を開発するためには、ヒトの脳に近い脳を持つ動物（霊長類を含む）における脳科学研究が必須であると考えています。一例として、間もなく開始されようとしているパーキンソン病のiPS細胞による治療の有用性・安全性の確認は動物実験により行われ、さらに、そのような治療を可能にしたのは実験動物を用いた多数の基礎研究です。

しかし、動物実験は、動物愛護の精神に則って、適正に実施されなければいけません。我が国では、2006年に改正された動物愛護管理法により動物実験の3Rの原則が明文化されました。3Rの原則とは、個々の実験で使用される動物の数は科学的検討に従って最小限に留めるべきであること（Reduction）、動物への苦痛を最小限にするため、科学的知識の増加や関連技術の進歩に伴って実験動物の飼育法や実験法も絶えず改善されるべきであること（Refinement）、科学的な必要性に応じて可能な限り下等な動物を用い、代替法がある場合には動物実験を避けること（Replacement）です。この法律を踏まえて、文部科学省等各省庁が制定した指針に基づき、各研究機関において機関内規程を設け、適正な動物実験実施のためのしっかりとした制度を作っています。本学会でも、専門委員会の活動などを通じて、3Rの原則の徹底が学会員によって行われるよう務めています。

本学会は、本学会会員と関連研究者に改めて注意を喚起し、動物実験に当たっての適正な施行を求めます。